

# ハイリスク妊産婦の方へ 交通費の助成を行っています

むつ市に住所を有する妊産婦さんが、治療や分娩または、NICU（新生児特定集中治療）・GCU（新生児治療回復室）に入院中のお子様と面会するために、遠方の総合周産期母子医療センターまたは地域周産期母子医療センターへ通院等に要する交通費及び宿泊費等について助成を行っています。

## 対象になる病院

- ・青森県立中央病院
- ・弘前大学医学部附属病院
- ・国立病院機構弘前総合医療センター
- ・八戸市立市民病院、
- ・むつ総合病院

※病院が所在する市内から通院する交通費は助成の対象外になります。また、むつ総合病院の新生児治療室への面会は対象外です。

- 例) ◎ 里帰り先の大間町からむつ総合病院  
◎ 里帰り先の二戸市から八戸市立市民病院  
× むつ市内からむつ総合病院  
× 里帰り先の青森市から県立中央病院

## 助成になるもの

- ①交通費：自家用車、電車、バス、タクシー  
有料道路料金、有料駐車場利用金  
(自家用車は自宅または宿泊先から距離計算、  
タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用  
した場合は領収書を保管ください)
- ②宿泊費：通院や待機宿泊等の宿泊代

## 助成金額

- ◆上限額：1回の分娩につき  
上限額100,000円（多胎も1回）



## 助成対象者と助成期間

- ①ハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算が算定された方
- ②ハイリスク妊娠またはハイリスク分娩に相等する疾患を有する等と医師が認めた方
- ③NICU（新生児特定集中治療室）またはGCU（新生児治療回復室）に入院している新生児を持つお母さん(出産後最大2ヶ月)

※①か②に該当する方が対象病院へ通院、入院または待機宿泊を開始した日から通院または入院が終了する日まで（最大産後6週間）

※①か②に加え③にも該当する方が対象病院へ通院、入院または待機宿泊を開始した日から、通院または入院が終了する日まで(最大産後6週間)と新生児がNICU等に入院した日から退院した日（最大産後2ヶ月）を比較していずれか遅い日まで



## 申請に必要なもの

- ①ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金申請書（第1号様式（第4関係））※病院記入欄有り
- ②青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書（第2号様式（第4関係））  
（助成対象者③に該当した場合）※病院記入欄有り
- ③むつ市ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付申請書（第1号様式（第5関係））
- ④母子健康手帳の写し（診療日・出産予定日及び出産日が記載されている部分）
- ⑤診療明細書または領収書（妊娠・出産に伴い産婦人科やNICU等への入院以外で通院した場合）
- ⑥交通費に係る領収書（タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用した場合）
- ⑦宿泊費に係る領収書
- ⑧通帳など振込先が分かるもの（妊産婦さん本人の口座のみ有効）

## 手続きの流れ

助成の対象者に該当すると思ったら、むつ市役所子育て支援課へお問い合わせ下さい。申請書をお渡しします。  
※ホームページからダウンロードすることも可能です。

チラシ表面助成対象者①または②にのみ該当する方は、上記①の申請書に住所、氏名等を記入し、裏面を病院に記載してもらいます。

③にのみ該当する方は②の報告書を新生児との面会毎に病院に記載してもらい、新生児が退院する際には病院に退院日を記入してもらいます。①の申請書は表面のみ申請者が記載ください。

①または②と③に該当される方は①、②のどちらも病院へ記入してもらう必要があります。

※①の距離と金額は記載不要です。子育て支援課で計算します。

※②は遡っての記入はできません。必ず面会毎に持参し、記入してもらってください。

上記の申請に必要なものを準備して、むつ市役所子育て支援課の窓口へお越しください。



### ◆お問い合わせ

むつ市  
子どもみらい部子育て支援課

〒035-8686  
青森県むつ市中央一丁目8-1

☎0175-22-1111  
(内線3712)

## 申請の期限

(1) 助成対象期間初日と終了日が同一年度の場合

当該年度の3月31日までに申請

(2) 助成対象期間初日と終了日が年度をまたぐ場合

初日の属する年度  
終了日の属する年度 } それぞれで申請

